第 469 回中央社会保険医療協議会総会の採決の結果について

令和2年12月14日 中央社会保険医療協議会総会会長 小塩 隆士

第 469 回中央社会保険医療協議会総会における議題に関する採決の結果は、以下のとおりとなった。

○ 新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について

中央社会保険医療協議会として承認する。

(委員からのご意見)

委員名(敬称略)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
吉森 俊和	- 本案件は、本来中医協総会においてしっかりと議論すべきであ
	るが、事務局からの提案内容に対する理解及び議論が時間の制約
	上尽くせなかったことは誠に遺憾である。なお、緊急の案件につ
	いて、やむを得ず持ち回り開催となることは理解するが、web 会議
	を活用すれば、急遽の開催も可能であることから、持ち回り開催
	ありきではなく、中医協総会の開催可否をしっかりと検討すると
	ともに、検討時間を確保し、十分に議論を尽くすことが必要であ
	ると考える。
	その上で、今回このような対応を実施するのであれば、以下に
	ついて対応いただきたい。
	 ≪1. 外来における小児診療等に係る評価について≫
	・未就学児の対応について、実施通知等により以下の点を明確化
	すること。
	①中医協委員の総意により、具体的感染予防対策や、保護者
	への説明、同意などの算定要件を明確化すること。
	②特に調剤については、未就学児と接触する場面が少ないこ
	と、患者本人(未就学児)が来局しないケースがあることな
	ど、医科・歯科とは現場での対応が異なると考えられることか
	ら、患者本人が来局しなかった場合は算定できないこととする
	など、医科・歯科よりも踏み込んだ形で算定要件を明確化する
	こと。
	③自治体による医療費助成の有無にかかわらず、患者及び患者
	家族に対して、自院における未就学児の感染対策について説明
	した上で、同意を前提に算定することを明確化すること。

- ≪2. 新型コロナウィルス感染症からの回復患者の転院支援について≫
- ・以前から指摘しているとおり、コロナ感染症を踏まえた臨時特例措置について、診療報酬での対応と公的費用での対応の区別が不明瞭であり、考え方をしっかりと整理していただくことを要望する。その際、公的費用での対応について、予算措置したにもかかわらず、現場に十分な支援が届いていないとの声も聞かれることから、国と都道府県の連携のあり方を見直すなど、公的費用での対応を実効あるものとしていただく必要があると考える。
- ・また、これまでも、重症・中等症患者の評価の見直しなどの特例的対応を行ってきたが、実施状況の検証・報告が行われていないので、速やかに検証し中医協総会への報告をお願いする。

また、転院患者を受け入れない理由として、総-1のP14のアンケート結果にあるように、ハード面(施設整備)、ソフト面(人的対応)の充実が課題となっており、今回の緊急措置と併せて、早急に国・厚労省として、医療現場における重症・中等症患者対応の役割体制の明確化や医療現場の施設・人員環境整備を図っていただきたい。

委員名(敬称略)

幸野 庄司

ご意見

1. 外来における小児診療等に係る評価について

診療報酬で対応する理由として小児診療への配慮とされているが、医療機関の減収補填であることは明らかである。政府方針が 先に決まった後で理由を付け、反対できない内容を書面審議で可 決することが中医協の議論として行われること自体に大いに憤り を感じる。中医協の議論を形骸化させるべきではない。

特に次の点について、中医協で審議が不十分である。

- 「感染が急速に拡大している間」の定義が曖昧
- ・医科、歯科、調剤それぞれについて小児特有の追加的な感染 対策の具体的な内容が不明
- ・既存の乳幼児加算、乳幼児服薬指導加算に比べて著しく点数 が高い
 - ・既存の乳幼児加算と異なり、初診と再診に区別がない
 - ・保護者への説明と同意の方法が不明

従って、今回の特例的な対応は、適切な算定要件の設定と保護者への丁寧な説明・同意取得を条件に、対面での診療と服薬指導に限り、当面、今冬の新型コロナウイルス感染症拡大期においてのみ実施し、最長でも今年度末までの時限的措置とするべきである。

2. 新型コロナウイルス感染症からの回復患者の転院支援について

現行の二類感染症入院診療加算を3倍が妥当な水準であるか不明であり、3倍に引き上げることで、問題が解決される保証もない。

	3 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取
	扱いの全般について
	上記1及び2を含め、特例的な対応を全て検証したうえで、令
	和3年4月以降の取り扱いについて、中医協において改めて十分
	に審議する必要がある。その際、持ち回り開催は極めて例外と
	し、支払側、診療側、公益代表それぞれが相互に意見を述べられ
	るようにするべき。
委員名(敬称略)	ご 意 見
佐保昌一	2021 年度以降の扱いについては、あらためて議論することを条
	件に承認する。総-1 の P15「感染が急速に拡大している間」の定
	義が曖昧なため、特例的な対応がいつまで続くのか不明である。
	今回提案された特例対応に限らず、これまでのコロナ関連の特例
	対応について、患者、医療提供体制、医療費等への影響を検証す
	べきだと考える。
	国民の理解を得るため、特例的に算定できる点数の根拠や算定
	できるための要件を明らかにすべきである。総-1 の P15 に「「小児
	の外来診療におけるコロナウイルス感染症 2019 (COVID-19) 診療
	指針」を参考に感染予防策を講じた上で、保護者に説明し、同意
	指動] を参考に窓来り防泉を開した工で、保護者に説明し、同意
	得方法について不明瞭である。とりわけ、調剤について、小児特
	有の感染予防策をイメージしづらいので、具体的な感染予防策を
	明らかにしていただきたい。
	医療提供体制の強化には、診療報酬とは別途対策を検討してい
	く必要があるのではないか。
	コロナ対応として迅速な政策決定が必要な事項があることも理
	解するが、公益委員、1号側委員、2号側委員それぞれがそれぞれ
	の立場で意見を発言し合い、議論を深めるべき事項もあると考え
	る。今後の中医協における審議の在り方について、検討いただき
	たい。
間宮 清	調剤における小児特有の具体的な感染対策を示すべき。
	新型コロナウイルス感染症の期中における特例・臨時異例の措
	置は期限を決め継続の必要がある場合はあらためて算出根拠を示
	した上で十分な議論をするべきである。
真田 享	「1. 外来における小児診療等に係る評価」に関して、診療報
	酬上の臨時異例の措置はやむを得ないものとして承認するが、承
	認の前提として、以下の事項について明確化を図られたい。
	まず、「感染が急速に拡大している間」という期間が曖昧であ
	る。そこで、臨時異例の措置の期限は今年度末と明確化すべきで
	ある。来年度以降の扱いは、診療実態や感染の状況等を踏まえ
	て、継続の可否も含めて再度中医協の場で検討すべきである。
	さらに、算定にあたり、「小児の外来診療におけるコロナウイル
	ス感染症 2019 診療指針」を参考に講ずることとされている小児特
	有の感染予防策については、通知等にその具体的な内容・要件を
	明確化すべきである。
	571年16 9 (70) (80) (80)

委員名(敬称略)	ご 意 見
松浦 満晴	新型コロナウイルス感染拡大を受けて、外来における小児診療
	等に係る評価の承認については、臨時異例の処置ではあります
	が、実施期間を明確にすること及び、医科・歯科・調剤の具体的
	な対応方法について明確にしていただけることを前提に承認いた
	します。
	持ち回り総会について、現在の新型コロナウイルス感染拡大を
	受けて、やむを得ない対応であることは理解したとしても、総会
	の開催方法については、持ち回りでない方法を検討すべきです。
	検討をお願いします。
松本 吉郎	新型コロナウイルスの感染拡大により、崩壊の危機に直面して
	いる医療提供体制への支援の必要性について、これまでも繰り返
	し要請してきた。ようやく今回のような対応が示されたことにつ
	いては、一定の評価をしたい。
	今回の措置をきっかけとして、医療機関が継続的に感染防止対
	策に取り組むことで、疾病を抱えつつも、新型コロナウイルスの
	影響で医療機関への受診をためらっていた小児患者とその保護者
	が、安心して受診できるようになり、疾病の悪化や健康への悪影
	響が少しでも減少することを期待している。
	また、重症患者を含む感染者数の現在の発生動向を踏まえれ
	ば、もはや重症患者等に対応できる医療機関のみで現状を乗り切り
	ることは不可能であり、後方支援病床を拡充するための支援も不
	可欠なものとして評価したい。
	しかしながら、今回の措置は小児と後方病床への支援に限定さ
	れたものであり、十分とは言えない。今回の措置にとどまらず、
	新型コロナウイルスへの対応に奮闘されている全国すべての医療
	機関、医療従事者に対して、精神的なケアと物資的なサポートが
	提供されることで、崩壊が進む医療提供体制の立て直しの一助と
沙地	なるような更なる措置を引き続き講じるべきであると考える。
池端 幸彦	全面的に賛同します。できうる限り早期実施をお願いします。
島弘志	外来における小児診療等に係る評価について、6歳未満の乳幼児
	への外来診療等に関しては、接触対策に手間暇がかかる為に、初 再診に関わらず、今回の感染予防策を講じた上での診療報酬上の
	再診に関わら9、 ラ回の窓条予防泉を講じた上での診療報酬上の
	加昇計価は負成です。 新型コロナウイルス感染症からの回復患者の転院支援について
	利空コログライルへ恋呆症からの回復患者の転院又接について は、地域医療連携の観点から極めて重要です。急性期病院から症
	状消失して10日で退院する患者は、PCR検査等無しで退院して
	(水角大して) の日で返院する患者は、PCR検査寺無しで返院して いくために、継続して入院医療を必要とする患者を怖がって入院
	いくために、極続して八院医療を必要とする患者を同かりて八院
	こういった医療施設も、コロナ陰性と理解してもらって、二類
	感染症入院診療加算が 750 点になれば連携がスムーズになると思
	います。また何れの入院料の医療施設でも算定可能であれば尚更
	です。地域全体でコロナに立ち向かっていく体制が取れると思い
	ます。
	5 7 0

委員名(敬称略)	ご 意 見
林 正純	新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について
	は事務局案に賛同いたします。できるだけ速やかな発出および周
	知をお願いいたします。
	そのうえで、4月以降の患者受診控え等により、歯科診療所経営
	も非常に厳しい状況が続いています。さらに 10 月以降の感染者数
	拡大傾向をみると、全年齢層に広がっています。この状況を踏ま
	えると、今回の乳幼児への対応は特に重要ではあると理解してい
	ますが、それ以外の幅広い年齢層についても対応は同様に重要
	で、その他の年齢層での初再診の評価についても引き続きご検討
	頂きたいと思います。
	歯科診療所では、これまでの感染予防策はもちろんのこと、こ
	れまで以上の対応として、患者ごとの換気やユニット清掃の徹
	底、技工物への対応や口腔内外における吸引装置等での徹底的な
	管理を実施したうえで、予約調整や待合室での他患者との接触を
	控える対策等を実施しています。安心して口腔健康管理を受けて
	いただき、受診控えによる疾患の悪化や肺炎等の健康被害を食い
	止める必要がありますので、引き続き感染対策への更なる評価を
	すべての年齢層でご検討頂きたく要望します。
有澤 賢二	保険薬局においても新型コロナウイルス感染症対策は徹底して
	おり、特に小児・乳幼児の患者については、あらゆる物に触れ、
	また泣いて飛沫を飛ばしてしまうことや、親やきょうだいも一緒
	に来局するなど、これらのことを踏まえた入念な消毒や感染症対
	策が必要となる。また、滞在時間の短縮や密を避けるなど来局す
	る家族などの感染リスクを低減する取り組みを行っているもの
	の、小児・乳幼児の調剤は、薬剤の混合や分包等に時間がかかる
	ため、滞在時間が長くなってしまう。
	最近の新型コロナウイルス感染者数の動向を見ても、より徹底
	した感染症対策が必要であり、小児・乳幼児から家族内感染が広
	がらないよう、薬局においても、これまでより徹底したコロナ感
	染症対策が必要である。
	今回の小児診療等に係る特例的な対応案については、それらに
	係る人件費等の費用を考えると今回の対応は十分とは言い難い
	が、時間的な制約を考えるとやむを得ない。今後は十分な議論を
	重ねて検討していくことが必要であると考える。
秋山 美紀	新型コロナ感染の現状を鑑みると、特例的な対応としての評価
	の引き上げは妥当だと考えます。
	ただ今後、(1)については小児科のみで良いのかどうか(他に
	も大きな影響を受けている科があるのでは)、点数の妥当性といっ
	た検討が、(2)については、「回復した後に引き続き入院管理が
	必要な患者」の定義や、いつまでを加算の対象とするのかといっ
	たことを明確にすることが必要になるだろうと考えます。また、
	これらの変更が、実際どのように医療機関経営に影響するのか、
	検証もしていただきたいと考えています。

委員名(敬称略)	ご 意 見
関 ふ佐子	新型コロナウイルス感染症と日々戦う医療機関等への対応は喫
	緊の課題であり、さらなる診療報酬上の対応を検討し続けること
	を望む。
	本件のような重要な議題は中央社会保険医療協議会での口頭に
	よる審議を踏まえて検討すべきであり、持ち回り審議は緊急時の
	やむを得ない場合に限定されることを望む。
永瀬 伸子	コロナ禍へのもと、医療機関への報酬の拡充は必要な対応と考
	える。
	現実の需給のニーズに見合ったものであるかについては、さら
	なる検討と対応が必要と考える。
中村 洋	「6歳未満の乳幼児への外来診療等」に対する評価が必要とあ
	りますが、大人に比べてより配慮が求められるというのは、6歳
	以上の小児も同じなので、今後の対策においては、(同じ点数でな
	くても)評価してはどうでしょうか。
	「新型コロナウイルス感染症からの回復患者への転院支援」の
	「回復患者」がどのような患者が対象かをより明確にした方が良
	いのではないでしょうか。また、今後の対策においては、「感染対
	策」の必要度に応じて、点数に差をつけてはどうでしょうか。